

昭和四十六年政令第二百一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令
内閣は、海洋汚染防止法（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（常温において液体でない物質）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める常温において液体でない物質は、次に掲げる物質とする。

一 アンモニア

二 液化石油ガス

三 液化メタンガス

四 エチレン

五 塩化ビニル

六 塩素

七 酸化エチレン

八 窒素

九 二酸化炭素

十 ブタジエン

十一 ブチレン

一二 前各号に掲げるもののほか、次のイ又はロのいずれかに該当する物質

イ 温度三十七・八度において蒸気圧が○・二八メガパスカルを超えるもの

ロ 臨界温度が三十七・八度未満であるもの

（海洋環境の保全の見地から有害である物質）

第一条の二 法第三条第三号の政令で定める海洋環境の保全の見地から有害である物質は、別表第一の四のとおりとする。

（海洋環境の保全の見地から有害でない物質）

第一条の三 法第三条第四号の政令で定める海洋環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の二のとおりとする。

（有害水バラストの要件）

第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該水バラストに含まれる最小径五十マイクロメートル以上の水中の生物の数が一立方メートル当たり十個以上であること。

二 当該水バラストに含まれる最小径十マイクロメートル以上五十マイクロメートル未満の水中の生物の数が一立方センチメートル当たり十個以上であること。

三 当該水バラストに含まれる大腸菌その他の国土交通省令・環境省令で定める細菌の数が国土交通省令で定める基準に該当するものであること。

（オゾン層破壊物質）

第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定めるオゾン層を破壊する物質は、別表第一の三のとおりとする。

（大気を汚染する物質）

第一条の六 法第三条第六号の四の政令で定める船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物（同号に規定する揮発性有機化合物質をいう。）とする。

（海洋施設）

第一条の七 法第三条第十号の政令で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

一 人を収容することができる構造を有する工作物

二 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物

2 油、有害液体物質並びに法第十条第一項第三号及び第五号に定める廃棄物（法第十八条第一項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、法第十八条の四の規定並びに法第十八条の五第一項に規定する海洋施設発生廃棄物（第十二条の三第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十八条の五及び第十八条の六の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（废水及び鉱さいの排出に関しては、同項ただし書の附属施設を含む。）は、海洋施設でないものとする。

第一条の八 法第三条第十六号の政令で定める引火性の物質は、別表第一の四のとおりとする。（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

一 希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり○・一五立方センチメートル以下であること。

二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十一及び第二条において単に「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。

三 当該船舶の航行中に排出すること。

四 ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

2 前項の規定にかかるわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域又は北極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり○・一五立方センチメートル以下であることとする。

3 第一項の規定にかかるわらず、公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて当該船舶について同項の排出基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、当該船舶の航行中に排出することとする。

4 第一項及び前項の排出基準に従つてするビルジその他の油の排出は、できる限り海岸から離れて行うよう努めなければならない。

5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認め国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、同項第三号中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。（タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準）

第一条の十 法第四条第三項に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出（次項に規定する水バラストの排出を除く。）に係る同項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

一 バラスト航行のための当該タンカーへの水バラストの積込みの開始時から当該タンカーに積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海の直前の航海において積載されていた貨物油の総量の三万分の一以下であること。

二 油分の瞬間排出率が一海里当たり三十五リットル以下であること。

三 全ての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南

緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。(以下同じ。)からその外側五十海里の線を超える海域(別表第一の五に掲げる海域を除く。)において排出すること。

四 当該タンカーの航行中に排出すること。

五 海面より上の位置から排出すること。
（油水分離したものを、国土交通省令で定めるところにより、当該水バラスト等の油水境界面を確認した上、ポンプを使用することなく排出する場合は、この方法に限定しない。）

六 水バラスト等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

2 法第四条第三項に規定するタンカーの国土交通省令で定める程度以上に洗浄された貨物船から
の貨物油を含む水バラスト等（国土交通省令で定めるところにより、当該水バラスト等の油水分離したものを、国土交通省令で定めるところにより、当該水バラスト等の油水境界面を確認した上、ポンプを使用することなく排出する場合は、この方法に限定しない。）

第一条の十一 法第五条の三第三項の政令で定める海域は、この方法に限定しない。

（油が水温その他他の自然的条件による滞留による汚染を特に防止する必要がある海域）

2 法第九条の二第三項の政令で定める事前処理の方法に関する基準は、別表第一の六
の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げると
おりとする。

（船舶からの排出のための事前処理につき確認をする有害液体物質）

2 法第九条の二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の七の有
害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する
基準の欄に掲げるとおりとする。

（船舶からの排出のための事前処理につき確認をする有害液体物質）

第一条の十三 法第九条の二第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の六第一号の有害液
体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質とする。

（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）

第一条の十四 法第九条の六第五項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害であると合意をした第一議定書
締約国（法第九条の二第四項に規定する第一議定書締約国をいう。以下同じ。）のいずれかの
国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものであるこ
と。

二 本邦の内水（領海法の一部を改正する法律（平成八年法律第七十三号）による改正後の領海
及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する直線基線に
より新たに本邦の内水に加えられた海域を除く。第一条の十六第二号において同じ。）
を除く海域において輸送されるものであること。

第一条の十五 法第九条の六第五項の規定により有害液体物質とみなされる未査定液体物質につい
て、法第九条の二から第九条の五までの規定を適用する場合においては、海洋環境の保全の見地
から、第一議定書（法第九条の二第四項に規定する第一議定書をいう。以下同じ。）に規定する
X類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を別表第一第一号
に掲げるX類物質等と、第一議定書に規定するY類に分類されている物質と同程度に有害ある
と合意されて輸送される物質を同表第二号に掲げるY類物質等と、第一議定書に規定するZ類に
分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表第三号に掲げるZ
類物質等とみなす。

第一条の十六 法第九条の六第六項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害でないと合意をした第一議定書
締約国のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送
されるものであること。

二 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであること。

（登録確認機関の登録の有効期間）

第一条の十七 法第九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶に
応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶に
あつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。）とする。

一 国際航海に従事する船舶 四百トン
（又は十一人）

二 國際航海に従事しない船舶 百人（南極海域にある船舶にあつては、十一人）
（船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表第二上欄に掲げるふん尿等とす
る。

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する政令で定める基準は、別表第二上欄に掲
げる船舶及びふん尿等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、公用に供する潜水船であつてその構造上当該船舶について同項の基
準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのふん尿等について
は、海面上に排出することができる。

4 前二項の基準に従つて排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふ
ん尿等が速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講じて行うよう努めなければならな
い。

5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海
域に関する基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定め
る密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出
海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着氷及び氷の密接度
が国土交通省令で定める密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。

2 法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関する政令で定める基準は、別表第二の二上欄
に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前条第四項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する
基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

4 前条第五項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する
基準（南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極
海域をいう。）に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合におい
て、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に
関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着氷及び氷の密接度が国土
交通省令で定める密接度以上である海域」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第四条の二 法第十条第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に
掲げる廃棄物とする。

一 ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残
留するもの（国土交通省令で定める物質を含むものを除く。）

二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体
（生鮮魚及びその一部（漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。））

三 汚水（その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。）

法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中ににおいて拡散するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

第三条第五項の規定は、別表第三第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排

出海域に関する基準（南極海域又は北極海域に係るものに限る。）に従つて排出する場合について

同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合に定着水及び水の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域」とあるのは、「海域」と

（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）

第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第四号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、

次に掲げるとおりとする。
一 水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。）及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたもののうち熱しやく減量二十パーセント以上

の状態であるもの（以下「指定水底土砂」という。）以外の水底土砂、金属くず（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのもの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破碎に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ（1）に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、同号イ（1）に規定する容器包装及び同項第一号ロに規定する水銀を使用製品産業廃棄物を除く。）その他環境大臣が指定する廃棄物をこれらの中の廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

二 前号の規定により排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水での水質が環境省令で定める基準を水素イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したとした場合における水素イオン濃度指数の状態とする。にして排出すること。

三 液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場合においては、水素イオン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態（液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物にあつては、その全て（廃棄物処理令第二条の四第五号イに規定する廃ボリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）

四 油性廃棄物（ビッチその他の温度五十度において固体状であるもの、廃ボリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理令第二条の四第五号イに規定する廃ボリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）

及びポリ塩化ビフェニル処理物（同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）を除く。第三項の表第二号において同じ。）を排出すること。

五 パーセント以下の状態にして排出すること。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する廃棄物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄物を処分するために処理したもの（それぞれ熱しやく減量十五パーセント以下の状態であるものを除く。）を排出する場合においては廃棄物処理令第三条第三号ハ及びヘの規定の例により、廃棄物処理令第六条第一項第三号ヲに規定する廃棄物を排出する場合においては同号ヘ、ト及びヲの規定の例により排出すること。

七 廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号トの規定により処理した状態にして排出すること。

八 廃棄物処理令第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第三条第二号ト（2）本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同条第三号リに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号チの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

九 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第二号ニ（2）本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号ヨの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

十 廃棄物処理令第二条の四第五号リ（6）、第七号及び第十号に掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十一 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（5）若しくは同号ソ若しくは第六条の五第一項第三号イ（5）若しくは同号ナに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十二 廃棄物処理令第一号に規定する部品を含む廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機又は廃電子レンジを排出する場合においては当該部品を除去し、廃ボリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物処理令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）及びポリ塩化ビフェニル処理物を排出する場合においては廃棄物処理令第六条の五第一項第三号チからヌまでの規定により処理した状態にして排出すること。

十三 廃棄物処理令第一号若しくは第三号又は第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十四 感染性一般廃棄物（廃棄物処理令第一号第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。）又は感染性産業廃棄物（廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。）（廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものに限る。）を排出す

る場合においては、廃棄物処理令第四条の二第一号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第二号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十五 感染性産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ツに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十六 廃石綿等（廃棄物処理令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等をいう。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。（ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ツの規定の例により排出する場合は、この限りでない。）

十七 廃酸又は廃アルカリで廃棄物処理令別表第五の下欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた廃酸又は廃アルカリにあっては、同表の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた廃酸又は廃アルカリで、それぞれ同表の下欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十八 廃棄物を次項各号に掲げる廃棄物の埋立場所等として同項に規定する必要な措置が講じられている埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等の護岸その他の施設に設けられたる余水吐きから同項各号に掲げる廃棄物及びその水質が環境省令で定める基準に適合しない海水が流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。

十九 廃棄物を次項各号に掲げる廃棄物の埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に掲げる廃棄物においては、当該埋立場所等以外の場所（以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあっては、当該埋立場所等以外の場所以下この項において同じ。）と遮断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と遮断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海水が海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等に設けられたる他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられたる他の廃棄物を含むものとする。その水質が環境省令で定める基準に適合しているものと/orする。

二十 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハイ（1）、（3）及び（5）並びに第六条の五第一項第三号イ（1）、（3）及び（5）に掲げる廃棄物

二十一 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（2）及び（4）並びに第六条の五第一項第三号イ（2）、（4）及び（7）に掲げる廃棄物

三十二 廃棄物処理令第六条第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三号ソに規定する廃棄物

三十三 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで、第二十四号及び第五百五号に掲げる廃棄物のうち次の表の上欄に掲げるものを埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、前項各号に掲げる廃棄物及びビ同表第一号及び第三号の上欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排出方法に関する基準は、適用しないものとする。

廃棄物	排出方法に関する基準
一 前項第二号に掲げる廃棄物（同項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに同項第四号及び第五号に掲げる水底土砂	イ 水面又は水中に排出する場合においては、当該廃棄物の一層の厚さは二メートル以下とし、かつ、当該廃棄物の上に当該廃棄物以外の土砂で五十分の一メートル（当該土砂の上に当該廃棄物を排出しない場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。
二 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（4）及び第六条の五第一項第三号イ（4）	ロ 当該廃棄物が第一項第十一号に規定する廃棄物であること。
三 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハイ（4）及び第六条の五第一項第三号イ（4）	メートル（当該土砂の上に当該廃棄物を排出しない場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。
四 前項第三号に掲げる廃棄物	六 ロ 当該廃棄物が第一項第十一号に規定する廃棄物であること。
五 前項の規定による排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る前項の規定による基準が適用されるものとする。	七 ロ 浮遊しないようにして排出すること。
六 前項第一号に掲げる基準に適合している場合においても、埋立場所等に設けられている廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからできる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講ずること。	八 ロ 浮遊しないようにして排出すること。
七 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう必要な措置を講ずること。	九 ロ 浮遊しないよう必要な措置を講ずること。
八 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。	十 ロ 浮遊しないよう必要な措置を講ずること。
九 法第十条第二項第五号ロの政令で定める基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。	十一 ロ 浮遊しないよう必要な措置を講ずること。
一 特定水底土砂	十二 ロ 浮遊しないよう必要な措置を講ずること。
二 指定水底土砂	十三 ロ 浮遊しないよう必要な措置を講ずること。
三 前条第二項第四号に規定する水底土砂	十四 ロ 浮遊しないよう必要な措置を講ずること。
四 前条第二項第五号に規定する水底土砂（本邦周辺海域）	十五 ロ 浮遊しないよう必要な措置を講ずること。

第七条 法第十条第二項第七号の政令で定める本邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百海里の線（その線が中間線（領海及び接続水域に関する法律第一条第二項に規定する中間線をいう。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。）の内側の海域とする。

第八条 法第十条の三第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物

二 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。）
 （船舶からの有害水バラストの排出の基準）

第九条 法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、次の表上欄に掲げる排出海域の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

排出海域	排出基準
一 公海	（湖沼等において航行の用に供する船舟類からの有害水バラスト湖沼等排出の基準）
二 公海以外の海域	（湖沼等において航行の用に供する船舟類から他の有害水バラストの排出である事）
三 公海以外の海域	（湖沼等において航行の用に供する船舟類から他の有害水バラストの排出である事）
四 公海以外の海域	（湖沼等において航行の用に供する船舟類から他の有害水バラストの排出である事）

（一）以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間ににおいて合意されて行われる有害水バラストの排出（
 （湖、沼又は河川に関する読み替え）
 第九条の二 法第十七条第二項第四号の政令で定める要件は、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意をして有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストの排出であつて、海洋環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。
 水域において行われる有害水バラストの排出であること。

（二）以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラストの排出（
 （湖、沼又は河川に関する読み替え）
 第九条の三 法第十七条の六の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規	読み替える字句
定	読み替える字句
第十七条第二項	が海洋環境
第十七条第三項	が海洋環境 おいて海洋環境 海洋の 湖沼等の 湖沼等の 下同じ。） 不適正な有害水バラスト湖沼等排出（有害水バラ ストを湖沼等に流し、又は落とすことをいう。以 下同じ。）
第十七条の三第一項	有害水バラストの不適 正な排出

第十七条の三第二項	有害水バラストの不適	不適正な有害水バラスト湖沼等排出
第十七条の三第三項	正な排出	第十七条の六において準用する第十七条の三第二項
第十七条の三第二項	有害水バラストの排出	第十七条の六において準用する第十七条の三第二項
第十七条の四第二項	有害水バラストの排出	日本船舶以外の湖沼等において航行の用に供する 船舟類
第十七条の五第二項	外国船舶	日本船舶以外の湖沼等において航行の用に供する 船舟類

第九条の四 法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第三号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する有害水バラスト湖沼等排出（有害水バラストを湖沼等に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舶をいう。次号において同じ。）から特定船舶（旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舶以外の船舶のうち、有害水バラストの排出量、排出頻度その他の有害水バラストの排出に関する事項を勘案して海洋環境に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舶をいう。次号において同じ。）から他の有害水バラストの排出であつて、海洋環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。

（一）当該有害水バラストが流され、又は落とされる場所とおおむね同一の場所で積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストについての有害水バラスト湖沼等の排出であること。

（二）日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国（法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条例締約国をいう。以下同じ。）との間において海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をして有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める要項を遵守して日本国との間において行わる有害水バラスト水規制管理条例締約国の湖沼等において行われる有害水バラストの排出であること。

（三）特定船舟類（旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舟類以外の船舟類のうち、有害水バラストの排出量、排出頻度その他の有害水バラスト湖沼等排出に関する事項を勘案して湖沼等又は当該船舶バラスト水規制管理条例締約国との間において湖沼等の環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をして有害水バラストの積込みを行う区域及び有害水バラスト湖沼等排出を行つて、湖沼等の環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。

（二）以上の船舶バラスト水規制管理条例締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖沼等排出

第九条の五 第九条の二の規定は、法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第四号の政令で定める要件について準用する。この場合において、第九条の二中「排出を」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下この条において同じ。）」を「と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と読み替えるものとする。

（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準）

第九条の六 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関する政令で定める基準は、別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第四上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする海洋施設からの排出は、できる限り少量ずつ行つよう努めなければならない。

（海洋施設から排出する油の排出方法に関する基準）

第十一条 法第十八条第三項第一号の政令で定める油又は廃棄物は、次に掲ぐるものとする。

一 当該航空機内にある者の日常生活に伴い生ずる尿（航空機から排出する油又は廃棄物）

（海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等に関する読み替え）

法の規定中読み替える読み替えられる字句	読み替える字句
第十条の六第二項	第十条の六第一項
第十条の六第四項から第七項まで	第十条の七
第十条の八	第十条の九第一項
第十条の九第一項	第十条の九第二項
第十条の九第二項	第十条の十第一項
第十条の十第一項	第十条の六第一項
第十条の十第三項	第十条の六第三項から第
第十条の十第四項	第十条の六第三項から第
第十条の十一	第十条の六第一項
第十条の十二第一項	第十条の六第一項
第十条の十二第二項	第十条の六第一項
第十条の十二第三項	第十条の六第一項
第十条の十二第四項	第十条の六第一項
第十条の十二第三項	第十条の六第一項
第十条の十二第四項	第十条の二第二項及び前二項
(海洋施設発生廃棄物)	
第十一条の三 法第十八条の五第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。	
一 海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物	
二 輸送活動、漁ろう活動その他の海洋施設の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（海洋施設の通常の活動に伴い生じた油等以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。）	
（鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄をする海域等に関する基準）	
第十一条の四 法第十八条の七第一号の海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関し政令で定める基準は、次のとおりとする。	

規定	（海底下廃棄をすることのできるガスの基準）
二 鉱山保安法第八条の規定に従つて鉱害の防止のため必要な措置を講じた上で海底下廃棄すること。	
アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。	
二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九.パーセント以上（当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八.パーセント以上）であること。	
三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。	

2 前項第二号の基準に適合するかどうかの判定のために行う二酸化炭素の濃度の測定の方法は、環境省令で定める。（指定海域として指定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域）	一 当該鉱物資源の掘採に係る鉱業権の鉱区である海域において海底下廃棄をすること。
（アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。）	二 アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。
二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九.パーセント以上（当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八.パーセント以上）であること。	二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九.パーセント以上（当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八.パーセント以上）であること。
三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。	三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。

第十一条の五 法第十八条の七第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。	第十一条の五 法第十八条の七第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。
（海底下廃棄をすることのできるガスの基準）	（海底下廃棄をすることのできるガスの基準）
（鉱山保安法第八条の規定に従つて鉱害の防止のため必要な措置を講じた上で海底下廃棄すること。）	（鉱山保安法第八条の規定に従つて鉱害の防止のため必要な措置を講じた上で海底下廃棄すること。）
アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。	アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。
二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九.パーセント以上（当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八.パーセント以上）であること。	二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九.パーセント以上（当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八.パーセント以上）であること。
三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。	三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。

数が毎分百三十回転以上二千回転未満のも	十四を当該原動機の毎分の （特定船舶設置原動機に該当するものに 限る。）	一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以 下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
百三十キロワットを超える、かつ、定格回転 数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原 動機に該当するもの及び特定船舶設置原動 機に該当するものを除く。）	ホーディーゼル機関であつて、定格出力が 百三十キロワットを超える、かつ、定格回転 数が毎分二千回転以上のもの（特定船舶設 置原動機に該当するものに限る。）	二・〇以下であること。
イ　　ディーゼル機関であつて、定格出力が 百三十キロワットを超える、かつ、定格回転 数が毎分二千回転以上のもの（特定船舶設 置原動機に該当するものに限る。）	ヘ　　ディーゼル機関であつて、定格出力が 百三十キロワットを超える、かつ、定格回転 数が毎分二千回転以上のもの（特定船舶設 置原動機に該当するものに限る。）	一キロワット時当たりの窒 素酸化物の放出量の値を〇・二三 七・七以下であること。
ト　　イから今までに掲げるもの以外の原動 機に該当するものを除く。）	ト　　イから今までに掲げるもの以外の原動 機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒 素酸化物の放出量は、限 定しない。
イ　　ディーゼル機関であつて、定格出力が 百三十キロワットを超える、かつ、定格回転 数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原 動機に該当するものを除く。）	ロ　　ディーゼル機関であつて、定格出力が 百三十キロワットを超える、かつ、定格回転 数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原 動機に該当するものを除く。）	四・四以下であること。
機　　イから今までに掲げるもの以外の原動 機に該当するものを除く。	機　　イから今までに掲げるもの以外の原動 機に該当するものを除く。	一キロワット時当たりの窒 素酸化物の放出量の値が十 四・四を当該原動機の毎分の 定格回転数の値を〇・二三 乗して得た値で除して得た 値以下であること。
備考　　一キロワット時当たりの窒 素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。	ハ　　ディーゼル機関であつて、定格出力が 百三十キロワットを超える、かつ、定格回転 数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原 動機に該当するものを除く。）	七・七以下であること。
（船級協会等の登録の有効期間）	二　　イから今までに掲げるもの以外の原動 機　　イから今までに掲げるもの以外の原動 機に該当するものを除く。	五　　船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる 廃棄物
（外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用）	六　　六　　ボリ塩化ビニル（漁網その他の製品であつて、ボリ塩化ビニルを含むものを含む。）	六　　六　　ボリ塩化ビニル（漁網その他の製品であつて、ボリ塩化ビニルを含むものを含む。）
（船舶安全法第十九条の十五第三項（法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項にお いて準用する場合を含む。次条において同じ。）、法第十九条の四十九第三項及び法第四十三条 の九第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の 政令で定める期間については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用 する。）	（海洋施設内において生ずる不要な油等）	（船舶発生油等の焼却の方法）
（燃料油の品質の基準等）	第十二条の三　　法第十九条の三十五の四第二項本文の規定により船舶発生油等の焼却をしようとする者は、船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を遵守してこれをを行わなければならぬ。	第十二条の二　　法第十九条の三十五の四第二項第一号の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域又は外国の港の区域のいざれにも属さない海域において、船舶に設置された原動機又はボイラーを用いて焼却することと生ずる不要な油等とする。
（第十一条の十　　法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。）	第十三条及び第十四条　削除	（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第十一条の九　　法第十九条の十五第三項、第十九条の四十九第三項及び第十九条の九第二項にお いて準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法 施行令第四条の規定を準用する。	第十五条の二　　法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただ し書及び法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・ 教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。
（燃料油の品質の基準等）	（関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請の手続）

第十一条の十　　法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。	第十五条の三　　法第四十一条の二の規定により海上保安庁長官が必要な措置を講ずることを要請し ようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。
（燃料油の品質の基準等）	（手数料の納付を要しない独立行政法人）

海域	基準
ブ海海域	一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリ	二 前号に掲げる海域以外の海域

第十一条の十一　　法第十九条の二十一第二項の政令で定める基準は、無機酸を含まうこととする。（船舶において焼却することが禁止される油等）
（船舶において焼却することが禁止される油等）
第十二条　　法第十九条の三十五の四第一項ただし書の政令で定める油等は、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるものにあつては、同条第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。
一　　ばら積みの液体貨物として輸送される油、有害液体物質等若しくはばら積み以外の方で貨物として輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の残留物又は当該残留物が染み込み、若しくは付着したもの
二　　ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたもの
三　　鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）
四　　ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したもの
五　　船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物
六　　ボリ塩化ビニル（漁網その他の製品であつて、ボリ塩化ビニルを含むものを含む。）
（船級協会等の登録の有効期間）
（第十一条の八　　法第十九条の十五第三項（法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、法第十九条の四十九第三項及び法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用する。）
（燃料油の品質の基準等）

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供される

ことを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従つて担保金が確

実に提供されると認められるものであること。

ロ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に該当するものであること。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

（主務大臣及び主務省令）

第二十二条 法第六十五条第二項、第六十六条第一項及び第六十七条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、海上保安官に係る事件については国土交通大臣、警察官に係る事件については内閣総理大臣とし、法第六十五条第四項における主務大臣は、国土交通大臣及び内閣総理大臣とし、法第六十六条第二項における主務大臣は、国土交通大臣又は内閣総理大臣とする。

2 附則 抄

この政令は、法の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

附則（昭和四七年二月一四日政令第一六号）抄

この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

附則（昭和四七年六月一五日政令第二二五号）抄

この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

附則（昭和四八年二月一四日政令第九号）抄

（施行期日）この政令は、昭和四十八年三月一日から施行する。

1 附則（昭和五〇年一二月二〇日政令第三六〇号）抄

この政令は、昭和五一年三月一日から施行する。

1 附則（昭和五一年八月一四日政令第二二八号）抄

この政令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附則（昭和五一年三月九日政令第二二五号）抄

（施行期日）この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

1 附則（昭和五一年七月一五日政令第二二三一号）抄

この政令は、昭和五十二年九月一日から施行する。

2 附則（昭和五一年八月一四日政令第二二五五号）抄

（施行期日）

この政令は、廢棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する條約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）この政令は、海上災害の防止に関する法律施行令（以下「油等」という。）の焼却洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）別表第四第七号上欄に掲げる油等を焼却する場合の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十六第五項の政令で定める焼却海域に関する基準は、海洋汚染等防止令第十三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、海洋汚染等防止令別表第四備考第五号に規定するH海域とする。

附則（昭和五八年八月一六日政令第一八三号）

（施行期日）この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に定める日（昭和五八年十月二日）から施行する。

（経過措置）昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカー）にあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造に着手されたもの（昭和五十一年一月一日以後に改正法附則第三条第一項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー）にあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの（昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了したタンカー）又は昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存旧タンカー」という。）から貨物油を含む水バラスト等の排出についての海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四六年政令第二百一号。以下「海洋汚染等防止令」という。）第一条の十第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万分の一」とあるのは、「一万五千分の一」とする。

2 現存旧タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて次の各号に掲げる要件に適合するものについては、海洋汚染等防止令第一条の十第一項第五号の規定にかかるはず、当該水バラスト等は、海面下に排出することができる。

1 排出される水バラスト等の一部を上甲板上又はこれより上の位置において目視により監視することができる装置が備え付けられた排出管により排出すること。

2 排出される水バラスト等の一部を前号の装置を使用して監視すること。

3 昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカー）にあつては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手されたもの（昭和五十四年六月二日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー）にあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの（昭和五十五年一月二日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十七年六月二日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存タンカー」という。）から貨物油を含む水バラスト（以下「クリーンバラスト」という。）を設置するものから、当該クリーンバラストタンクから配管に二重に弁を設けることによりこれらの貨物船及び燃料油タンクから分離されているタンクであつて水バラストの積載のためのものをいう。）を設置するものから、当該クリーンバラストタンクに積載された貨物油を含む水バラスト（以下「クリーンバラスト」という。）を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバラスト中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバラストを海洋汚染等防止令第一条の十第二項に規定する水バラストとみなして、同項の規定を適用する。

4 前項のタンカーであつてこの政令の施行の際現にクリーンバラストを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、海洋汚染等防止令第一条の十第二項の規定にかかるはず、クリーンバラストは、海面下に排出することができる。

5 海洋汚染等防止令第一条の十の規定は、現存タンカーのうち本邦の各港間のみの航行等の用に供するための設備を有しないものについては、適用しない。

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五八年法律第五十八号）附則第十三条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

附則（昭和六一年一〇月二九日政令第一八五号）

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五八年法律第五十八号）附則第十三条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年七月一九日政令第二二三〇号）抄
この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十九号）附則第一条第七号に定める日（昭和六十三年十二月三十一日）から施行する。

附 則（平成元年四月四日政令第一〇三号）
（施行期日）
1 この政令は、平成元年十月一日から施行する。
（経過措置）

2 この政令の施行の際現に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定により査定されている物質のうち改正後の別表第一第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ、第三号イ若しくはハ、第四号イ若しくはハ又は別表第一の二（第八十九号を除く。）に掲げる物質に該当するものについては、この査定は、この政令の施行の日にその効力を失う。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月一九日政令第一六七号）
（施行期日）
この政令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成二年一一月一八日政令第三五六号）
（施行期日）
この政令は、平成三年二月十八日から施行する。

附 則（平成四年三月十七日から施行する。）
（施行期日）
この政令は、平成四年三月十七日から施行する。

附 則（平成四年六月二六日政令第二一八号）抄
（施行期日）
この政令は、平成四年六月二六日から施行する。

第一條 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年七月四日）から施行する。
（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 新廢棄物処理令第一条第二号に掲げる廃棄物については、平成七年三月三十一日までは、号中「廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号トに規定する基準に適合する状態にして」とあるのは、「当該廃棄物を排出する場所であることの表示がされている埋立場所等に」とする。

附 則（平成五年二月一四日政令第二二二号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成五年七月六日から施行する。
（経過措置）

2 この政令の施行の日前に建造された船舶であつて、この政令の施行の際現にこの政令による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄の口又は同表第二号の排出方法に関する基準の欄の口のビルジ等排出防止設備のうち運輸省令で定める装置（以下この項において「旧装置」という。）を設置しているものからのこの政令による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第一条の六第一項の一般海域におけるビルジその他の油の排出であつて旧装置を作動せながら行うものに係る同項の排出基準は、同項の規定にかかわらず、平成十年七月五日までの間はなお従前の例による。ただし、当該船舶が新令別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄のビルジ等排出防止設備のうち運輸省令で定める装置を設置した後においては、この限りでない。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成五年七月二日政令第二四二一号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年二月九日政令第二二号）
（施行期日）
1 この政令は、平成六年二月二十日から施行する。ただし、第一条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一、別表第一の二、別表第一の七及び別表第一の八の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成六年七月一日から施行する。
（経過措置）

2 この政令の施行の際現に、第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第四第七号上欄に掲げる廃棄物であつて同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第十四条に規定する油等以外のものの焼却の用に供している要焼却確認廃棄物焼却設備（船舶に設置しているものに限る。）については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十七第一項及び第十九条の三十一第一項の規定は、適用しない。

3 この政令（附則第一項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年九月二六日政令第三〇六号）抄
（施行期日）
この政令は、平成七年四月一日から施行する。

第一條 この政令は、平成七年四月一日から施行する。
（経過措置）

1 この政令は、平成八年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年七月一四日政令第二一九〇号）
（施行期日）
この政令は、平成八年一月一日から施行する。

第一條 この政令は、平成八年七月一日から施行する。
（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年六月二六日政令第一九二号）
（施行期日）
この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成八年七月五日政令第二〇六号）抄
（施行期日）
この政令は、領海法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日政令第一〇二号）
この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第七十八号）附則第一条第二号に定める日（平成九年七月一日）から施行する。

附 則（平成九年七月九日政令第二三九号）
この政令は、環境保護に関する南極条約議定書附属書I III及び附属書I Vが日本国について効力を生ずる日（以下「発効日」という。）から施行する。ただし、別表第三の改正規定（同表備考第五号イの改正規定を除く。）及び別表第四の改正規定（同表備考第三号中「別表第一（備考）」を「別表第二（備考）」に改める部分を除く。）は、発効日から起算して六月を経過した日から施行する。

(附則) (平成九年一二月一〇日政令第三五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十年六月十七日)から施行する。

(経過措置)
第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
附則 (平成一〇年二月四日政令第二〇号)

(経過措置)
第一条 この政令は、平成十年七月一日から施行する。ただし、第五条第一項第六号の改正規定は、平成十年六月十七日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一〇年五月二七日政令第一七九号)

(経過措置)
第一条 この政令は、平成十年七月一日から施行する。ただし、第五条第一項第六号の改正規定は、平成十年六月十七日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一一年五月二八日政令第一六一号)

(経過措置)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一一年五月二八日政令第一六一号)

(経過措置)
第一条 この政令の施行の際現に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定により査定されている物質のうち、改正後の別表第一第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ、第三号イ若しくはハ、第四号イ若しくはハ又は別表第一の二(第一百一号を除く。)に掲げる物質に該当するものについては、当該査定は、この政令の施行の日にその効力を失う。

(施行期日)
附則 (平成一〇年五月二七日政令第一七九号)

(経過措置)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一一年五月二八日政令第一六一号)

(経過措置)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一一年五月二八日政令第一六一号)

(経過措置)
第一条 この政令の施行の際現に收集、運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。)が行われている第一條の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「新廃棄物処理令」という。)第三条第一号ホに規定する特定家庭用機器一般廃棄物又は新廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物についてこの政令の施行後行う処分については、平成十三年九月三十日までの間は、新廃棄物処理令第三条第二号ホ及び第三号ト並びに第六条第一項第二号ハ及び第三号カの規定にかわらず、なお従前の例による。

(施行期日)
附則 (平成一一年七月二二日政令第二二三二号)

(経過措置)
第一条 この政令は、平成十一年八月一日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一一年二月二七日政令第四三四四号) 抄

(経過規定)
第一条 この政令は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一一年六月七日政令第三二二号) 抄

(経過規定)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十一年六月一日)から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一一年六月七日政令第三三三号) 抄

(経過規定)
第一条 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

(附則) (平成一二年七月二四日政令第三九一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一三年七月一一日政令第四四二号)

(施行期日)
附則 (平成一四年一月一七日政令第二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一四年一月一七日政令第二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年七月十五日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一四年一月一七日政令第二号)

等防止令第三条第一項及び第二項中「別表第一上欄」とあるのは「別表第一第一号の表第一号及び第二号上欄」と、海洋汚染等防止令別表第二第一号の表第一号中「国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第一号において同じ。）」とあり、同表第二号中「国際航海に従事する船舶」とあるのは「船舶（総トン数二百トン以上又は最大搭載人員十一人以上のものに限る。）」と、同号中「三海里」とあるのは「四海里」とする。

附 則（平成一五年一二月三日政令第四八三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月一〇日政令第四九六号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月二九日政令第二九三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一〇日政令第二〇九号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月二二日政令第二一九号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年七月二六日政令第二五〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月一二日政令第三二八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月一日政令第一一八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一〇日政令第二〇九号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二二日政令第二一九号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年七月二六日政令第二五〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月一二日政令第三二八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月一日政令第一一八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一〇日政令第二〇九号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二二日政令第二一九号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年七月二六日政令第二五〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月一二日政令第三二八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月一日政令第一一八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一〇日政令第二〇九号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二二日政令第二一九号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月二九日政令第二九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十号）の施行の日（平成十六年十月二十七日）から施行する。ただし、第二条第十二号ロの改正規定、第三条第一号から第三号までの改正規定、第四条の二第二号の改正規定、第六条第一項第一号から第三号までの改正規定並びに第六条の五第一項第一号及び第二号の改正規定並びに次条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日政令第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年六月一〇日政令第二〇九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月二二日政令第二一九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年七月二六日政令第二五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月一二日政令第三二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月一日政令第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一〇日政令第二〇九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二二日政令第二一九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年七月二六日政令第二五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月一二日政令第三二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月一日政令第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一〇日政令第二〇九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二二日政令第二一九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

号に掲げる海域についての同条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「質量百分率

一・五パー・セント」とあるのは、「質量百分率四・五パー・セント」とする。

(罰則に関する経過措置)

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年一一月二三日政令第三六一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二八日政令第七二号)

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日政令第一七三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月七日政令第二八二号) 抄

第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十

九年法律第六十一号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月二日政令第二一六号)

この政令は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月一八日政令第二八八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月五日政令第三七〇号)

この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一四年四月八日政令第一一九号)

この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附 則 (平成一二年五月一九日政令第一三九号) 抄

第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及び

附則第七条の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成一二二年五月二十日)

から施行する。(揮発性物質放出防止措置手引書に係る同項に規定する相当証書を交付する場合において、当該相当証書の交付を受ける船舶が現に有効な大気汚染防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書(改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなされる当該相当証書の有効期間は、同条第二項の規定にかかわらず、当該船舶が交付を受けている大気汚染防止検査対象設備に係るもの)の交付を受けているときは、改正法附則第二条第二項の規定により国土交通大臣が揮発性物質放出防止措置手引書に係る同項に規定する相当証書を交付する場合において、当該相当証書の交付を受ける船舶が現に有効な大気汚染防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書(改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなされる当該相当証書の有効期間は、同条第二項の規定にかかわらず、当該船舶が交付を受けている大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日までとする。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第三条 改正法附則第二条第四項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立

(外國船級協会の事務所等における検査に要する費用)

第四条 改正法附則第二条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第四条の規定を準用する。

(権限の委任)

第五条 改正法附則第二条第一項及び第二項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項において同じ。)

に行わせることができる。

地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準に関する経過措置)

第六条 次に掲げる原動機(この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令(以下この条において「新令」という。)第十二条の七の表第一号に規定する特定用途原動機に該当するものを除く。)に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、新令第十二条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 この政令の施行の際に船舶に設置されている原動機

2 この政令の施行の日から平成二十二年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

3 平成二十二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に平成二十三年一月一日以後に設置される原動機(当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。)

4 平成二十三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれと同一の型式の原動機(これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。)

附 則 (平成二三年四月六日政令第九七号)

この政令は、平成二十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成二三年七月一日政令第二〇七号)

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二日政令第三七三号)

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日政令第一七九号)

この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月二九日政令第二九七号)

この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二三日政令第一二号)

この政令は、平成二十五年六月一日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二二日政令第一七四号)

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二九日政令第三二四号)

この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二七日政令第三七二号)

この政令は、平成二十六年六月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月三日政令第一九九号)

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条

この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第十一条の十の表第一号の改正規定及び附則第五条から第七条までの規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

(改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)

第二条

改正法附則第二条第一項の政令は、次に掲げる水域とする。

一 全ての国の領海の基線（この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第一条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域

二 前号に掲げる水域以外の水域のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ その周辺に前号に掲げる水域が存在しない水域であつて、水域環境の保全の見地から有害水、領海又は排他的經濟水域をいう。以下同じ。において国土交通大臣及び環境大臣が指定するもの

ロ 船舶バラスト水規制管理条約締約国（改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約締約国をいう。以下同じ。）の領海等において当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が指定する水域

(改正法附則第一条第一項の政令で定める要件)

当該各号に定める要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

一 特定水バラスト交換（改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換をいう。以下この条において同じ。）を行なうための有害水バラスト排出（同項に規定する有害水バラスト排出をいいう。以下この条において同じ。）次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件

特定水バラスト交換を行う水域

域

一 前条第一号に掲げる水域

イ 船舶（湖沼等（改正法附則第二条第一項に規定する湖沼等をいう。）において航行の用に供する船舟類を含む。以下同じ。）に積まれている水バラストの大部が当該水域の水と入れ替わるものとして国土交通省令で定める方法により行なう特定水バラスト交換のための有害水バラスト排出であること。

ロ 水域環境の保全に及ぼす影響をできる限り少なくするものとして国土交通省令で定める方法により行なう特定水バラスト交換のための有害水バラスト排出であること。

イ 船舶に積まれている水バラストの大部分が当該水域の水と入れ替わるものとして国土交通省令で定める方法により行なう特定水バラスト交換のための有害水バラスト排出であること。

ロ 次の（1）又は（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件

前条第一号に掲げる水域

二号に掲げる水域

二号に掲げる水域

水域	特定水バラスト交換を行った要件
一 前条第一号に掲げる水域	前号の表第一号下欄イに規定する方法により行われた特定水バラスト交換の後新たに水バラストを積み込むことなく行なう有害水バラスト排出であること。
二 前条第二号に掲げる水域	イ 前号の表第二号下欄イに規定する方法により行われた特定水バラスト交換の後新たに水バラストを積み込むことなく行なう有害水バラスト排出であること。 ロ 次の（1）又は（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。 (1) 日本国の領海等において行われる有害水バラスト排出 日本国の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラスト排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。 (2) 船舶バラスト水規制管理条約締約国（新法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約をいう。以下この号において同じ。）第十八条条1の規定により船舶バラスト水規制管理条例が効力を生ずる日（平成二十九年九月八日。以下この条において「条約発効日」という。）前に建造され又は建造に着手された船舶（次号に掲げる船舶を除く。）条約発効日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（新法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。以下この条において「特定設備」という。）についての新法第十九条の三十六の規定による定期検査（新法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行つたものとみなされる同項の検査を含む。以下この条において「新定期検査」という。）が開始される日（当該新定期検査が開始される日が当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われる新定期検査が開始される日であるときは、その次に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日）又は令和六年六月十七日のいずれか早い日）前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、条約発効日以後最初に行われる特定設備についての新定期検査が開始されるもの（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（旧法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。）についての旧法第十九条の三十六の規定による定期検査（旧法第十九条の四十六第

二項の規定により当該定期検査を行つたものとみなされる同項の検査を含み、当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。)が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七日以前に行われた船舶を除く。)条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日又は令和六年六月十七日のいずれか早い日

(特定現存船に関する経過措置)

第五条 特定現存船(前条各号に掲げる船舶であつて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出(改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換排出をいう。)を行うことができるものとして国土交通省令・環境省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)からの有害水バラスト排出(同項に規定する有害水バラスト排出をいう。)については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条第一項本文(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 特定現存船については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条の二(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)、第十九条の四十第一項(新法第十七条の二第一項に規定する有害水バラスト処理設備(以下この条において「有害水バラスト処理設備」という。)に係る部分に限る。)並びに第十九条の四十四第一項及び第三項(それぞれ有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 特定現存船についての新法第十九条の三十六(有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十三号)附則第二条第一項の政令で定める日以後初めて」とする。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第六条 改正法附則第三条第八項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(外国船級協会の事務所等における検査に要する費用)

第七条 改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第四条の規定を準用する。(権限の委任)

第八条 改正法附則第四条第一項、第二項及び第四項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項において同じ。)に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

附 則(平成二七年三月一八日政令第七四号)抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年八月一二日政令第二九五号)

(施行期日)
この政令は、平成二十七年九月一日から施行する。

附 則(経過措置)

この政令に係る原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、この政令による改正後の第十一条の七の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則(この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機)

この政令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間に船舶に設置された後、新たに設置される原動機(当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。)

四 平成二十八年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれまで航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。)と同一の型式の原動機(これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。)

附 則(平成二七年一月一一日政令第三七六号)抄

(施行期日)
この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日から施行する。ただし、第二条第十二条号イ、第三条第三号、第四条の二第二号ロ、第六条第一項第一号から第三号まで及び第六条の五第一項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定(同条第五号リ(1)を「同条第五号ヌ(1)」に改める部分及び「第二条の四第五号チ(6)を「第二条の四第五号リ(6)に改める部分を除く。)並びに第七条、第七条の二及び第七条の三第三号イの改正規定並びに次条及び附則第四条の規定並びに附則第五条の規定(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)第五条第一項第十号の改正規定及び同項第十六号の改正規定(第二条の四第五号ヘ)を「第二条の四第五号ト」に改める部分に限る。)を除く。)は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二八年三月九日政令第五七号)抄

(施行期日)
この政令は、平成二十八年三月三〇日政令第八六号)抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年三月三〇日政令第八六号)抄

(施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年一月一六日政令第三八三号)抄

(施行期日)
この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二八年三月三〇日政令第八六号)抄

附 則(平成二九年八月一八日政令第二二五号)抄

(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、平成二八年一月一六日政令第三八三号)抄

附 則(平成二九年八月一八日政令第二二五号)抄

(施行期日)
この政令は、令和二年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二九年八月一八日政令第二二五号)抄

附 則(平成二九年八月一八日政令第二二五号)抄

(施行期日)
この政令は、令和二年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二九年八月一八日政令第二二五号)抄

附 則(平成二九年八月一八日政令第二二五号)抄

(施行期日)
この政令は、令和元年六月一日から施行する。

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則(令和元年一二月二五日政令第二〇八号)抄

(施行期日)
この政令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律(第二号において「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 次項の規定(公布の日)

附 則(令和二年八月一三日政令第二四五号)抄

(施行期日)
この政令は、令和三年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、罰則に関する経過措置

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第一条の二関係）

一 X類物質等

イ X類物質

アクリル酸デシル

アジピン酸ジノルマルヘキシル

アセトクロール

アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）

アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）

アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）

アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）

アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）

アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）

アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）

ウンデシルアルコール

一一ウンデセン

エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）

エトキシ化プロポキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）

塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）

塩化バラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）

オレイルアミン

オレフィン（炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むものに限り、炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）

アルファオレフィン（炭素数が六から十八までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むものに限り、炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）

海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘採に伴い発生する廃水（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）

掘削用ブライン（塩化亜鉛を含むものに限る。）

クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）

クロトンアルデヒド（炭素数が八のバラフィンであつて、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）

航空用アルキラート（炭素数が八のバラフィンであつて、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）

（25）（24）（23）（22）（21）（20）（19）（18）（17）（16）（15）（14）（13）（12）（11）（10）（9）（8）（7）（6）（5）（4）（3）（2）（1）

（58）（57）（56）（55）（54）（53）（52）（51）（50）（49）（48）（47）（46）（45）（44）（43）（42）（41）（40）（39）（38）（37）（36）（35）（34）（33）（32）（31）（30）（29）（28）（27）（26）

一・五・九ーシクロドデカトリエン
シクロヘプタン

次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。）

ジイソプロピルベンゼン

ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物

一・三一ジクロロプロペン

ジクロロベンゼン

二・六一ジ一ターシヤリブチルフェノール

ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）

自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）

ジニトロトルエン

ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物

ジフェニルエーテル

多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。）

炭化水素ワックス

テトラメチルベンゼン

テレピン油

デカン酸（ネオデカン酸を除く。）

デシルオキシテラヒドロチオフェン一一・一・ジオキシド

トリエチルベンゼン

一・二・三一トリクロロベンゼン

一・二・四一トリクロロベンゼン

トリメチルベンゼン

ドデシルヒドロキシプロピルスルフイド

ドデシルフェノール

ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩溶液

ドデセン（一一・二・四一トリクロロベンゼンを除く。）

ナフタレン

ノニルフェノール

ノルマルオクタノメルカブタン

(60) (59)
ノルマルドデカンメルカブタン
廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）を除く。）
白燐（黄燐を含む。）

(61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84)

パイン油
パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超える五重量パーセント以下のものに限る。）
ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂
ビスフェノールAのジグリシンジルエーテル
アルファアピネン
ベータアピネン

フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウニデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウニデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。）
フタル酸ジブチル
フタル酸ジベンジル
ブテンオリゴマー
プロピレン四量体
ペンタエチレンヘキサミン
メチルシクロペントジエニルマンガントリカルボニル
N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液
メルカブトベンゾチアゾールナトリウム塩溶液
ラウリン酸
燐酸アルキルアリール（燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセントを超えるものであつて、オルト異性体が〇・〇二重量パーセント未満のものに限る。）
燐酸トリイソプロピルフェニル

(85) (86)
燐酸トリキシリル
法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの（第十三号を除く。）に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（イ（86）に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ（86）を除く。）、口若しくはハ、次号イ、口若しくはハ、第三号イ、口若しくはハ又は別表第一の二（第十三号を除く。）に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（イ（86）に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ（86）を除く。）、口若しくはハ、次号イ、口若しくはハ又は同表（第二十三号）に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量百分率で表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの（水、化学廃液（イ、口若しくはハ、次号イ、口若しくはハ又は第三号イ、口若しくはハに掲げる物質を一以上含む廃液であつて、イからニまで、次号、第三号及び別表第一の二に掲げる物質に該当するもの以外のものをいう。））

二 X類物質等

イ Y類物質
アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のもに限る。）

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)

アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液
アクリル酸エチル
アクリル酸二-エチルヘキシル
アクリル酸ブチル
アクリル酸メチル
アクリロニトリル
アクリロニトリル及びスチレンの共重合体（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）
アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）
アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものに混じる。）
アジピン酸オクチルデシル
アジピン酸ジイソノニル
アジピン酸ジ-エチルヘキシル
アジピン酸ジトリデシル

- (19) (18) アジピン酸ジメチル
アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (20) アセトフェノン及び一フエニルエタノールの混合物（アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (21) アセトンシアノヒドリン
- (22) アニリン
- (23) アマナズナ種子油
- (24) 亜麻仁油
- (25) 二一アミノイソプロピルアルコール
- (26) アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (27) 亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (28) アリルアルコール
- (29) 亜磷酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (30) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）
- (31) 長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
- (32) アルキルアミン磷酸エステル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (33) アルキルアリールジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）
- (34) 長鎖アルキルアリールスルホン酸（アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。）
- (35) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (36) 長鎖アルキルアリールホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (37) 長鎖アルキルアリールボリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (38) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）
- (39) アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物（エチレンリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）
- (40) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）
- (41) アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物（エチレンリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）

- (42) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (43) 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルファイト錯体
- (44) アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (45) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (46) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）
- (47) アルキルジフェニルアミン
- (48) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (49) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
- (50) アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
- (51) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
- (52) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
- (53) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）
- (54) 長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）
- (55) 長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物
- (56) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）
- (57) 長鎖アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）
- (58) アルキルフェノールボリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて重合度が四から十二までのものの混合物（アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。）に限る。）
- (59) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）
- (60) アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）
- (61) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液
- (62) アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）

(126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133)	カカオ脂 過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセントを超えるものに限る。）
(134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141)	カシュウナツツシェル油（未精製のものに限る。） キシレノール キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物 吉草酸 吉草酸及び酪酸二一メチルの混合物（吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。）
(142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149)	ギ酸 ギ酸セシウム溶液 魚油 クレゾール クレゾールナトリウム塩溶液 クロロ酢酸（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。） クロロスルホン酸 クロロトルエン オルトクロロニトロベンゼン クロロヒドリン（粗製のものに限る。） 一（四クロロフェニル）一四・四ジメチルベンタン一三一オノン クロロベンゼン クロロホルム
(150) (151) (152) (153) (154) (155)	四一クロロ一二一メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液 グリオキサール溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。） グリオキシリ酸溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。） グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。） グリセリンモノオレイン酸 グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。） グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。） グルタル酸ジメチル けい酸ナトリウム溶液

(156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175)	コールタールナフサソルベント こはく酸ジメチル 米ぬか油 混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。） 魚サイレージ（ギ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。） 酢酸シクロヘキシリ 酢酸トリデシル 酢酸ノルマルオクチル 酢酸ノルマルプロピル 酢酸ビニル 酢酸ブチル 酢酸ヘキシリ 酢酸ヘプチル 酢酸ベンジル 酢酸ペンチル 酢酸三一メトキシブチル サフラワード油 サリチル酸メチル 酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。） 一・二一酸化ブチレン 酸化プロピレン シアバター 四塩化炭素 シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。） シクロヘキサノール シクロヘキサノール及びシクロヘキサンの混合物 シクロヘキサン シクロヘキサンジカルボン酸ジイソノニルエステル 一・二一シクロヘキサンジエン二量体 シクロヘキシルアミン 一・三一シクロヘキシジエン二量体 シクロベンタン シクロベンテン
---	--

(189)	シクロペントン、一・三-ベンタジエン及びそれらの異性体の混合物（一・三-ベンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）	ジイソブチレン
(190)	脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）	ジイソブロピルアミン
(191)	脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。）	ジエチルアミノエタノール
(192)	直鎖脂肪酸の二-エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）	ジエタノールアミン
(193)	直鎖脂肪酸メチルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）	ジエチルベニゼン
(194)	脂肪酸メチルエステル	ジエチルアミン
(195)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八以上のもの及びその混合物に限る。）	ジエチルアミン
(196)	脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）	ジエチルアミン
(197)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	ジエチルアミノエタノール
(198)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	ジエタノールアミン
(199)	脂肪族アルコール（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）	ジエタノールアミン
(200)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）	ジエタノールアミン
(201)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十七又は十八のものであつて重合度が七のもの（セコンダリアルコールでその炭素数が十七のものを除く。）及びその混合物に限る。）	ジエタノールアミン
(202)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）	ジエタノールアミン
(203)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から七までのものであつて重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）	ジエタノールアミン
(204)	パラシメン	ジエタノールアミン
(205)	臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）	ジエタノールアミン
(206)	硝酸	ジエタノールアミン
(207)	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。）	ジエタノールアミン
(208)	硝酸アンモニウム	ジエタノールアミン
(209)	植物油の混合物（遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント以下の中のものに限る。）	ジエタノールアミン
(210)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下の中のものに限る。）	ジエタノールアミン
(211)	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下の中のものに限る。）	ジエタノールアミン
(212)	ジイソブチルケトン	ジエタノールアミン

(213)	ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）	ジメチルアミン
(214)	ジイソブチレン	ジイソブチレン
(215)	ジイソブロピルアミン	ジイソブロピルアミン
(216)	ジエチルアミノエタノール	ジエチルアミノエタノール
(217)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(218)	ジエチルアミン	ジエチルアミン
(219)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(220)	ジエチルアミン	ジエチルアミン
(221)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(222)	ジエチルアミン	ジエチルアミン
(223)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(224)	ジエチルアミン	ジエチルアミン
(225)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(226)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(227)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(228)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(229)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(230)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(231)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(232)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(233)	ジエタノールアミン	ジエタノールアミン
(234)	ジシクロペントジエン及びジシクロペントジエン二量体の混合物（ジシクロペントジエンの濃度が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限る。）	ジシクロペントジエン
(235)	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。）	ジチオカルバミン酸アルキル
(236)	ジブチルアミン	ジブチルアミン
(237)	ジブチルアミン	ジブチルアミン
(238)	ジブチルアミン	ジブチルアミン
(239)	ジブチルアミン	ジブチルアミン
(240)	ジブチルアミン	ジブチルアミン
(241)	ジブチルアミン	ジブチルアミン
(242)	ジブチルアミン	ジブチルアミン
(243)	ジブチルアミン	ジブチルアミン
(244)	ジブチルアミン	ジブチルアミン
(245)	ジブチルアミン	ジブチルアミン

(278) (277) (271) (274) (273) (272) (270) (269) (268) (267) (266) (265) (264) (263) (262) (261) (260) (259) (258) (257) (256) (255) (254) (253) (252) (251) (250) (249) (248) (247) (246)	ジメチルエタノールアミン ジメチルオクタン酸 N・N-ジメチルシクロヘキシリアルアミン ジメチルジスルフィド ジメチルホルムアミド ジメチルポリシリコサン ジヤトロファ油 トール油重
(278) (277) (271) (274) (273) (272) (270) (269) (268) (267) (266) (265) (264) (263) (262) (261) (260) (259) (258) (257) (256) (255) (254) (253) (252) (251) (250) (249) (248) (247) (246)	重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。） 水酸化カリウム溶液 水酸化カルシウム 水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液 スチレン スルホラン 石炭酸油 石油スルホン酸ナトリウム ターシヤリドデカンチオール タロー タロー脂肪酸 大豆油 大豆油脂肪酸メチルエステル チオシアノ酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。） チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。） チオ磷酸ジアルキルナトリウム塩溶液 テトラクロロエタン テトラクロロエチレン テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物 テトラデシルアルコール、デシルアルコール及びドデシルアルコールの混合物 テトラヒドロナフタレン テレフタル酸ジ-2-エチルヘキシル テレフタル酸ジブチル
(312) (311) (310) (309) (308) (307) (306) (305) (304) (303) (302) (301) (300) (299) (298) (297) (296) (295) (294) (293) (292) (291) (290) (289) (288) (287) (286) (285) (284) (283) (282) (281) (280) (279)	トール油 トール油ピッチ トリアルキル酢酸グリシジル（トリアルキルの炭素数が十のものに限る。） トリエチルアミン 一・三・五-トリオキサン 一・一・一-トリクロロエタン 一・一・二-トリクロロエタン トリクロロエチレン トリデカン トリデカシン トリメチル酢酸 オルトトルイジン トルエン トルエンジアミン トルエンジイソシアナート ドデカン ドデシルアルコール ドデシルキシレン ドデシルベンゼン 一一ドデセン 菜種油
(312) (311) (310) (309) (308) (307) (306) (305) (304) (303) (302) (301) (300) (299) (298) (297) (296) (295) (294) (293) (292) (291) (290) (289) (288) (287) (286) (285) (284) (283) (282) (281) (280) (279)	デカヒドロナフタレン デシリアルコール どうもろこし油 桐油 トール油 トール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。） トリアルキル酢酸グリシジル（トリアルキルの炭素数が十のものに限る。） トリエチルアミン 一・三・五-トリオキサン 一・一・一-トリクロロエタン 一・一・二-トリクロロプロパン トリクロロプロパン トリデカン トリメチル酢酸 オルトトルイジン トルエン トルエンジアミン トルエンジイソシアナート ドデカン ドデシルアルコール ドデシルキシレン ドデシルベンゼン 一一ドデセン 菜種油 ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチアルコール溶液に限る。） ナフタレン（粗製のものに限る。） ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液 ニトロエタン

(312) (311) (310) (309) (308) (307) (306) (305) (304) (303) (302) (301) (300) (299) (298) (297) (296) (295) (294) (293) (292) (291) (290) (289) (288) (287) (286) (285) (284) (283) (282) (281) (280) (279)	デカヒドロナフタレン デシリアルコール どうもろこし油 桐油 トール油 トール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。） トリアルキル酢酸グリシジル（トリアルキルの炭素数が十のものに限る。） トリエチルアミン 一・三・五-トリオキサン 一・一・一-トリクロロエタン 一・一・二-トリクロロプロパン トリクロロプロパン トリデカン トリメチル酢酸 オルトトルイジン トルエン トルエンジアミン トルエンジイソシアナート ドデカン ドデシルアルコール ドデシルキシレン ドデシルベンゼン 一一ドデセン 菜種油 ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチアルコール溶液に限る。） ナフタレン（粗製のものに限る。） ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液 ニトロエタン
---	---

(313)	ニトロエタン及び一ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。）
(314)	ニトロエタン及び二ニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのものに限る。）
(315)	オルトニトロトルエン
(316)	パラニトロトルエン
(317)	オルトニトロフェノール
(318)	一ニトロプロパン
(319)	二ニトロプロパン
(320)	ニトロベンゼン
(321)	尿素及び磷酸アンモニウムの混合溶液
(322)	二硫化炭素
(323)	ネオデカノン酸
(324)	ネオデカノン酸ビニル
(325)	ノナン酸
(326)	ノニルアルコール
(327)	ノニルフェノールポリエトキシラート（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
(328)	ノネン
(329)	ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が九のものを含むものに限る。）に限る。）
(330)	ノルマルアルカン（炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
(331)	ノルマルブチルエーテル
(332)	ノルマルプロパノールアミン
(333)	ノルマルプロピルアルコール
(334)	ノルマルヘキサン酸
(335)	廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）に限る。）
(336)	廃硫酸
(343)	発煙硫酸
(342)	バレルアルデヒド
(341)	パームオレイン
(340)	パーム核オレイン
(339)	パーム核ステアリン
(338)	パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。）

(343)	パームステアリン
(344)	パーム油
(345)	パーム油脂脂肪酸（蒸留物に限る。）
(346)	パーム油脂脂肪酸メチルエステル
(347)	パーム油の分別物
(348)	パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物
(349)	パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が○・五重量パーセント以下のものに限る。）
(350)	N-（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶液
(351)	ひまわり油
(352)	ビス（二クロロイソプロピル）エーテル
(353)	ビス（二クロロエチル）エーテル
(354)	ビスフエノールFのジグリシジルエーテル
(355)	ビニルトルエン
(356)	ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）
(357)	ピリジン
(358)	ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）
(359)	フエノール
(360)	フエノールのスルホン酸アルキルエステル
(361)	フタル酸ジウニデシル
(362)	フタル酸ジエチル
(363)	フタル酸ジオクチル
(364)	フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物
(365)	フタル酸ジトリデシル
(366)	フタル酸ジノニル
(367)	フタル酸ジヘプチル
(368)	フタル酸ジヘキシル
(369)	フルフラール
(370)	フルシリアルアルコール
(371)	直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）
(372)	ふつ化けい酸水溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。）

(411) ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液	(411) ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液
(412) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	(412) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）
(413) ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く。）	(413) ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く。）
(414) ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液	(414) ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
(415) ポリイソブチレンアミン（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）	(415) ポリイソブチレンアミン（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）
(416) ポリエーテル（分子量が三百五十以上のもの及びその混合物に限る。）	(416) ポリエーテル（分子量が三百五十以上のもの及びその混合物に限る。）
(417) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除く。）	(417) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除く。）
(418) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）	(418) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）
(419) ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）	(419) ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）
(420) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）	(420) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
(421) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	(421) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(422) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	(422) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール
(423) ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）	(423) ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）
(424) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	(424) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(425) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液	(425) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
(426) ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	(426) ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(427) ポリオレフィンエチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	(427) ポリオレフィンエチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(428) ポリオレフィンエノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	(428) ポリオレフィンエノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
一・三一・ペンタジエン	一・三一・ペンタジエン
ペンタン	ペンタン
飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）	飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
ホスホン酸水素ジブチル	ホスホン酸水素ジブチル
ホスホン酸水素ジメチル	ホスホン酸水素ジメチル
ホルムアミド	ホルムアミド
ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）	ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）

(436) ポリプロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。）	(436) ポリプロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。）
ポリブチニルこはく酸イミド	ポリブチニルこはく酸イミド
ボリブテン	ボリブテン
ボリシロキサン	ボリシロキサン
ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロライド）溶液	ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロライド）溶液
ポリブチニルこはく酸イミド	ポリブチニルこはく酸イミド
ポリ硫酸第二鉄溶液	ポリ硫酸第二鉄溶液

別表第一の五
(第一条の九、第一条の十、第十二条の七、第十三条の十関係)

海域名
海域の範囲

七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十	プロモペンタフルオロプロパン テトラブロモフルオロプロパン トリブロモジフルオロプロパン ジブロモトリフルオロプロパン ブロモテトラフルオロプロパン トリブロモフルオロプロパン ジブロモジフルオロプロパン ブロモトリフルオロプロパン ジブロモフルオロプロパン ブロモジフルオロプロパン ブロモクロロメタン 臭化メチル
別表第一の四 （第一条の八関係）	
一 アクリロニトril	アセトン
二 原油	液化石油ガス
三 クメン	エチルベンゼン ガソリン キシレン
四 石油	酢酸エチル 酢酸ビニル シクロヘキサン スチレン 灯油 トルエン ナフサ
五 二塩化エチレン	ブタノール ヘキサン ベンゼン ペンタン メチルエチルケトン
六 二十三 イ ロ 口	前各号に掲げるもののほか、次のイ又はロのいずれかに該当する物質 温度二十度、圧力一気圧において液体又は固体である物質であつて、海上保安庁長官が指定する日本産業規格に適合する方法により試験したときの引火点が六十度以下であるもの 燃焼する状態における当該物質の最小の濃度が体積百分率十三パーセント以下であるもの又は当該混合物が燃焼する状態における当該物質の最大の濃度と最小の濃度との差が体積百分率十二パーセント以上であるもの

海域	北極海 北緯五十八度西經四十二度の点、北緯六十四度三十七分西經三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西經二十六度三十三・四分の点、北緯七十一度四十九・五六分西經八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東經十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東經四十三度二十三・〇八分の点を順次結んだ線、イリビルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九〇度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西經五十六度三十七・一分の点を結んだ線並び北緯五十八度西經四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域
有害液体物質の区分 別表第一の六	事前処理の方法に関する基準 別表第一の十一、第一条の十三関係

		に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの	
		二 南極海域及び北極海域における排出 船舶及びふん尿等の区分	
一 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの		一 排出海域に関する基準 （特定沿岸海域以外の海域）	
二 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置により浄化することにより処理されたものを除く。）		二 排出方法に関する基準 （特定沿岸海域）	
三 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものに掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に掲げるものの以外のもの		三 排出方法に関する基準 （海上に排出すること）	
四 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものに掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める装置により浄化すこと。		四 備考 （土交通安全省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水の海上に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。）	
五 國際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水の海上に排出すること。ただし、国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により処理して排出すること。		五 土交通安全省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水の海上に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上）の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。	
六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの		六 備考 （この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。 イ 港則法に基づく港の区域 ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域 ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域をいう。 四 この表において「南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域のうち領海の基線及び定着水からその外側十二海里の線を超える海域 五 土交通安全省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水の海上に排出すること。ただし、国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により処理して排出すること。	
七 別表第二の二（第四条、第十一条の七、第十一条の十関係）		七 別表第二の二（第四条、第十一条の七、第十一条の十関係）	
八 北極海域のうち全ての国の領海の基線及び定着水からその外側十二海里以遠の海域		八 別表第二の二（第四条、第十一条の七、第十一条の十関係）	
九 土交通安全省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水の海上に排出すること。ただし、国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により処理して排出すること。		九 別表第二の二（第四条、第十一条の七、第十一条の十関係）	
十 土交通安全省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水の海上に排出すること。ただし、国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により処理して排出すること。		十 別表第二の二（第四条、第十一条の七、第十一条の十関係）	

備考	二 食物くず（鳥綱に属する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工作品を除く。別表第四第二号において同じ。）を含まないものに限る。）		二 海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海）		三 海洋施設等周辺海域（南極海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海）		四 海洋施設等周辺海域（南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海）	
	乙海域	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。
一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。	二 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。	三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。
四 第四条の二第一項第三号に掲げる廃棄物	一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの	二 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物（前項第一号に掲げる廃棄物を除く。）	三 第四条の二第一項第三号に掲げる廃棄物	四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	五 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	六 この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	七 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	八 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
五 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	六 この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	七 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	八 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	九 この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	十 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	十一 この表において「丙海域」とは、北緯四十度西経二十度の点から北緯四十八度三十分の緯度線を南端とし、西経五度の子午線を西端とする英國海峡への入港を許すことをいう。	十二 この表において「丁海域」とは、北緯六十度の緯度線を北端とし、西経四度の子午線を西端とする北海の海域（スカゲラク海峡の海域）をいう。	十三 この表において「戊海域」とは、北緯五十七度四十四・八分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラク海峡を除く。）をいう。

